

平成23年度第2回松江市原子力発電所環境安全対策協議会

1 日 時 平成23年9月28日（水）14：00～16：00

2 会 場 松江市役所本館西棟5F 防災センター

3 出席委員 別紙名簿のとおり。

4 議 題

(1) 福島第一原子力発電所の事故を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について

(2) 島根原子力発電所の安全性に関する総合的評価（ストレステスト）について

(3) 原子力災害対策検討プロジェクトの検討状況について

(4) その他

5 議事の要旨

(1) 福島第一原子力発電所の事故を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について

中国電力㈱から説明を受けた後、質疑応答を行った

(2) 島根原子力発電所の安全性に関する総合的評価（ストレステスト）について

中国電力㈱から説明を受けた後、質疑応答を行った。

(3) 原子力災害対策検討プロジェクトの検討状況について

事務局から説明を行った後、質疑応答を行った。

(4) その他

次回の開催は、今後の状況をみて開催することとなった。

6 会議経過

原子力安全対策課 小川課長)

開会までにまだ多少時間がございますけれども、事前に資料を委員の皆様方に送らせていただいておりますが、本日お持ちになっていらっしゃる方がありましたら事務局の方へ申し出いただきたいと思います。

それでは配布資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元に配布しております資料一覧に基づきまして確認させていただきたいと思います。資料の1-1、資料の1-2、資料の2、この3つが中国電力の資料でございます。その後、資料3-1、資料3-2、3-3の3つが松江市からの説明資料でございます。その後、参考資料といたしまして、国への要請書とプロジェクトの中間報告を配らせていただいております。

また委員の皆様方にはアンケート用紙を机の上に置いております。これは前々回のときにお話をしておりましたこの会の運営につきまして、アンケートをお書きいただきますようによりしくお願いいたします。お帰りの際に受付の方へ渡していただければと思いますのでよりしくお願いいたします。

三並原子力専門監)

それでは只今より平成23年度第2回松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催い

たします。議事に入りますまで、私の方で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議時間につきましては16時までには終了させていただきますので、円滑な進行にご協力をよろしくお願いいたします。また、本日の会議は公開により行います。また本日の議事録につきましては、後日ホームページ等で公開させていただきますのでご承知願います。なお、傍聴の皆様にはあらかじめ配布しております留意事項についてご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

それからひとつお知らせさせていただきます。当市の事務局体制が6月1日付けで新たに防災安全部を設置しまして、一般災害も含めて防災体制を強化しております。ご紹介させていただきます。

それでは議事に入ります前に、本協議会会長であります松浦市長がご挨拶申し上げます。

松浦市長)

それでは本日は皆様方、大変お忙しい中をご出席をいただきまして誠にありがとうございます。今年度2回目の協議会ということになるわけでございますけれども、委員の皆様方には日頃から大変お世話になっていることに対しまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

この東日本大震災におきます福島第一原子力発電所の事故を受けて、島根原子力発電所におきましても、5月25日に説明がございました緊急安全対策などを今、着実に実施されているところでございます。

一方、松江市では8月中旬に福島県の自治体に対しまして、避難状況などについて県と一緒にしまして現地調査というものを行いました。また、私も9月の1日で行ったけれども、女川町に出向きまして、町長さんの方から震災発生時の被災状況等々につきましてご説明をいただきました。そして女川の原子力発電所の津波の被災状況を確認をしてきたところでございます。女川原子力発電所におきましては、津波がちょうど発電所の1m下くらいまでですね、来たということでございますが、結果的にはその1mというところで被災を免れたということをお聞きしたところでございます。

それから、国によるこの福島第一原子力発電所の事故の全容解明ということが未だ為されていないということでございます。

それからいわゆる被害が起きました直後でございますけれども、半径20kmにつきまして避難指示というのが出たところでございます。これらにつきまして、なぜ20km、これまではご承知のとおり大体5kmといったところが避難区域ということになっておったわけでございますが、これが一気に20kmということに拡大をされたということでございまして、こうしたことについてはまだ根拠も示されていないという状況ではありますけれども、私どもといたしましても、仮にこの福島と同様の避難指示というものがなされた場合でございますが、ご承知のとおり20kmということで、コンパスで円を描いてみますと、ほとんどの松江市内の地域が20km圏内に入ってしまうということでございます。

そして20万5000人の皆様方がその中におられるわけでございますので、その20万5000人の皆様方が全員20km圏外に避難をしなければいけないと、こういうことになったところでございます。そこで、仮に福島と同様の避難指示が出た場合に、どのような課題、あるいは問題点があるのか、これらを事前に私どもとしましては検討しておかなければならないということで、この5月でございましたけれども、原子力災害対策検討プロジェクト会議を設置をいたしまして、住民避難についての7分野69項目の課題、問題点をまだ中間報告という段階でございますけれども、抽出をしたところでございます。

こうした中で、市の単独ではその解決が出来ない、対応出来ない課題につきまして、今月の21日でございましたけれども、経済産業副大臣の牧野さんのところに面会をいたしまして、是非今検討されております国の防災指針でございますが、この防災指針などにこの原子力防災対策の見直しとして反映をさせてもらいたいということを要請してまいったところでございます。牧野副大臣の方からは、「自分たちとしましても防災指針の見直しをやっているわけですが、こうした現地の地元の生の声、生きた声をいただけるということは大変ありがたい」と、こういうお話をいただいたところでございます。

本日は、まず島根原子力発電所安全対策の進捗状況と、それから新しく国の方から示されておりますストレステストでございますけれども、これにつきまして中国電力の方から説明をいただきたいというふうに思っております。

次に、松江市の方から先ほどのプロジェクト会議の中間報告についてご説明をさせていただきたいと、そのように思っております。是非、委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただきますようによろしくお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

三並原子力専門監)

ありがとうございます。これより議事に入らせていただきます。協議会要項の規定に基づきまして、議長は会長であります市長の方をお願いしたいと思います。お願いします。

松浦市長)

それでは、会議の次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

それではまず最初に、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた島根原子力発電所の安全対策についてということを議題にいたしたいと思いますが、まずは事務局の方からご説明してください。

原子力安全対策課 小川課長)

原子力安全対策課長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは最初の議題につきまして説明させていただきます。5月の本協議会で緊急安全対策の実施状況等につきましてご説明させていただいたところでございますが、福島第一

原子力発電所の事故を踏まえた島根原子力発電所の安全対策につきまして、現在の中国電力における取組み状況をご説明させていただきたいと考えております。また併せまして、安全性に関する総合評価、いわゆるストレステストの概要につきましてもご説明させていただきたいというふうに考えております。次第の（１）、（２）を一括して中国電力から説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

松浦市長）

それでは中国電力の方から説明をお願いしたいと思いますが、なお、質疑につきまして、は会議次第にございますように、（１）、（２）の説明が終わりましてから一括してお願いをしたいというふうに思います。それではよろしくお願いいたします。

中国電力 島根原子力本部 古林本部長）

失礼いたします。中国電力の島根原子力本部長の古林でございます。

説明に入ります前にひと言ご挨拶を申し上げます。松江市の安対協の関係者の皆様方には、平素から当社の業務運営に対しまして、大変なご理解、ご協力を賜っております。この場をお借りしまして、御礼を申し上げたいと思います。

また今回の震災、既に６ヵ月以上経過をしております。福島での事故につきましては、今日においてもなお困難な状況が続いておりまして、私どもといたしましても大変重く受け止めているところでございます。この震災・事故によりまして、今なお避難生活を余儀なくされておりますたくさんの方々がいらっしゃいます。心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

冒頭お話がございましたように、島根原子力発電所におきましては国の指示を受けまして、この４月に緊急安全対策に関する報告書を提出いたしております。この緊急安全対策につきましては、４月、５月で島根１、２号機の対策を完了いたしております。現在は、その後のいわゆる更なる信頼性向上対策ということで、これにつきましては早期完了を目指して鋭意工事を進めているところでございます。建設中の島根３号機につきましてもこの津波対策等々、１、２号機と同等な対策が出来るということで、現在実施をしているところでございます。ご案内のとおり電源確保ということで現在、高台のところにガスタービン発電機２台設置の年内完成を目指しまして実施をいたしております。

それから発電所敷地へのいわゆる海水の浸水防止ということで敷地の前面に海拔１５ｍの防波壁を設置するというので、この７月に着手をいたしております。全体的におよそ２年の工事ということで、現在この工事を鋭意進めているところでございます。今後国の方でもこの安全対策を色々と調査・検討が進めておられるところでございまして、今後新たな知見が得られましたら、また適切に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それからお話がございました、この7月に指示がございました原子力施設の安全性に関する総合評価、いわゆるストレステストでございます。9月14日に当社も評価に着手をいたしております。年内には1号機、2号機に併せまして3号機も報告が出来るように全力で取り組んでいるところでございます。

また昨年は点検不備問題ということで、皆様方に大変ご心配をお掛けしたところでございます。この再発防止対策、経営層はもとより、社員、協力会社一体となりまして、再発防止対策に継続して取り組んでおります。その効果も確実に表れていると認識をしているところでございます。今後とも、より安全で安心いただける発電所作りに全社を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。何卒ご理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

それでは島根原子力発電所の安全対策と、それからストレステストの概要につきましてご説明をいたします。よろしくお願いいたします。

中国電力 島根原子力本部 小原副本部長)

失礼いたします。島根原子力本部の小原でございます。

それではこれから島根原子力発電所の安全対策についてご説明をさせていただきます。まず「資料1-1」ということで用意をさせていただいております。前回5月25日にこの場でご説明をさせていただきました。その後も色々な対策をしておりますので、本日はそれを含めて説明をさせていただきます。

3月11日に今回の地震・津波が発生いたしまして、東京電力・福島第一原子力発電所におきまして原子力防災にいたるような事故が起こったということでございます。私どもも直ぐに津波の対策等出来ることから実施してまいりました。そして現地の方には、私どもの社員、そして協力会社の社員の方を派遣し、支援をしているという状況でございます。

4月22日には緊急安全対策ということで、実施したもの、実施する予定のものを国の方に報告し公表をしております。5月16日には、今回の地震によりまして余震の関係で送電線から電気を受けること、このことについて問題があったということで、国の方から指示がまいりましたので、外部電源の信頼性向上に関する対策を報告書にまとめ、公表をしております。

そして7月7日におきまして外部電源に関する報告書を提出し、公表をしております。この3つの点につきましては、ここに書いておりますようにシビアアクシデント発生防止対策ということでございます。これは福島のように燃料が壊れるというような過酷な事故に至らないようにすると、そういうことが発生しないようにするという対策でございます。

一方、6月14日に公表させていただきましたのは、こういったシビアアクシデントが仮に起こった場合でも、それを収束させるために必要な対策、今出来る対策を公表したということでございます。これから説明をさせていただきます。

対策の中身をご説明する前に、今回の福島の事故がどのような経緯でこのようなことに

至ったかというところをご説明させていただき、その後対策の説明をさせていただきます。

原子力発電所におきましては、原子炉の中にウラン燃料がございまして、ここで発電をする時には核分裂によります大きな熱を使いまして、ここで蒸気を作って発電をするという形になっております。今回のように地震のような異常なことが起こりますと、そういう異常を検知いたしまして、この燃料のところに制御棒というものが自動的に挿入をされます。これによりまして核分裂が止まりまして、大きな熱の発生は止まります。ですが、原子力発電所ではこの核分裂が止まった後も少ない量ですが熱が継続して出てまいります。運転中の熱を100%といたしますと、停止直後で7%程度、そして1日経ちまして0.3%程度、3ヵ月経ちますと0.06%程度の熱が発生してまいります。この熱をそのままにしておきますとここが加熱いたしますので、この熱を最終的に海に逃がすということが安全確保上、非常に重要でございます。この熱を逃がすループがこちらに書いている部分でございます。こちらの1つのループ、そして2つ目のループ、そして3つ目が海水を使ったループでございます。この3つのループを使ってこの熱を海の方に逃がすと、こういうシステムになっております。このシステムを動かすためには、このポンプというものを動かさないといけません。こちらのポンプの方、モーターで動くものがございます。このモーターを動かす電源というものが非常に重要になってまいります。発電所が動いているときには自分で起こした電気でこういったものは動くわけでございますけれども、発電所が全て止まっているという場合も、設計上は当然考慮しておりまして、まずは外から送電線からもらう電源でございます。こちらを外部電源と、こういうふうに呼んでおります。送電線からもらいますこの外部電源、これが停電するというのも設計上考慮しておりまして、発電所の中には非常用電源といたしまして非常用ディーゼル発電機を持っているということでございます。島根1号・2号の場合は5台を持っております。こういった電源によりまして、このシステムが動いて熱を海に逃がすと、こういう形になります。また一方、こちらの方が使えないという場合も他のシステムがございます。これは、こちらの方でございますけれども、原子炉の中でまだ熱がございまして蒸気が出てまいります。この蒸気を、このタービンというものに導きまして、ここで回転の力を得ましてポンプを動かして冷たい水を原子炉に注入すると、こういったシステムがございます。こちらの方はこういった大きな交流電源は必要ございません。これを制御いたします直流電源、バッテリー電源があれば動くということでございます。これが、このバッテリー電源の設計が8時間は動くという現状の設計になっているということでございます。

福島の場合、どのようなことが起こったかというお話になるわけでございますが、3月11日に大きな地震が起こりました。この地震の揺れを感知いたしまして、動いておりました原子力発電所、福島の1号機、2号機、3号機、制御棒が自動的に挿入をされました。これによりまして、核分裂の大きな熱の発生は設計どおり止まっております。ですが、先ほどお話いたしましたように、ここから少しずつ熱が出てきます。これを海の方へ逃がすという必要がございます。地震によりまして核分裂が止まりました。その時に、地震によ

りまして、この外部電源、送電線からもらう電気が停電をしております。それで、その場合のために、ここに非常用ディーゼル発電機があるわけでございますが、これは設計どおり起動して交流電源が供給されたという形でございます。ですから、地震発生直後におきましては、こちらの方のシステムがこの交流電源によって機能しているという形になっております。

ですが、地震が起こりましてから30分～40分後に浸水高さが15mの大きな津波がまいりました。この津波によりまして、こういった非常用ディーゼル発電機、あるいは電源盤、こういったものが入っております建物に海水が入っております。この関係、あるいはこういう海水ポンプが外にあったというようなことで、これが損傷したということで、こちらを動かす交流電源、こちらが全てなくなったという形になっております。津波が来まして、こちらの方は使えなくなったということでございますが、こちらの方、直流電源、こちらは生き残ったものがございます、最大では3日間、こちらの方のシステムで原子炉への注入が行われたということでございます。ですが、最終的にはこちらの方も動かなくなり、代替の注水が十分に出来ないということで、この燃料の過熱、そして压力容器の過熱、原子炉格納容器の過熱、水素の発生、建物の水素爆発というようなことで、最終的には放射性物質が大量に外に放出されたということでございます。

それでは、これから対策の方を説明させていただきます。

対策の方は、この6点にまとめております。まず、こちらの方、先ほどお話ししました重要な機器を動かす電源、これを確保する必要があるということで、非常用ディーゼル発電機、あるいは高圧発電機車、後、こういったものを守る、そういった対策をしております。

2点目は、原子炉・使用済燃料プール、これを冷やす色々な手段を備えたということでございます。

3点目は、発電所の敷地に浸水を防ぐ対策、防波壁、こういったものを設置するというところでございます。

4点目は、原子炉が重大な損傷を受けた場合の対策ということで、先ほど最初のページでご案内しましたシビアアクシデント収束対策というものの説明をさせていただきます。

5番目が、送電線、外部からの電源、これの信頼性確保ということでございます。

これらの対策につきまして、1号、2号で緊急に実施する安全対策については、5月の時点で終了をしているという状況でございます。現在は更なる信頼性対策、そして3号の対策、こういったものを進めているという状況でございます。

まず、電源を確保する対策でございます。まず、建物に海水が入るのを防ぐ浸水防止対策というものをしております。建物には扉があるわけでございますけれども、そこから海水が入らないような形で浸水防止の対策を1号機、2号機につきましてはこの時点で終わっております。これらを防水性を高めた扉に取り替えるという作業を継続して行っているという形でございます。3号機につきましても、年内には扉の取替え等を終了する予定にしております。

2点目は高圧発電機車の配備でございます。4月の時点で2台、配備が終了しております。3号機につきまして、年内に追加配備ということのを完了させる予定でございます。この高圧発電機車、あるいは非常用ディーゼル発電機の燃料は軽油でございますので、この燃料を継続的に補給する手段、こういったものの整備をいたしております。

4点目が緊急用の発電機、ガスタービン発電機を高台に取り付けるということで、年内に完了予定で、今作業が進んでいるという状況でございます。

これは、建物の防水対策の具体例でございます。こちらが対策前、こちらが対策後でございます。海に面したタービン建物のところに、こういった車が入る開口部がございます。こちらの方、現状ではこういう形で鉄骨製のパネルにしております。強度を持たせ、浸水を防ぐ形にしております。また、人間が通りますドアにつきましても、このような形に取り替えているということでございます。次、お願いします。

こちらの方はガスタービン発電機でございます。これは非常用ディーゼル発電機のバックアップとしてガスタービン発電機、これは1万2000kw級2台を海拔44mの敷地に設置をいたします。8月8日にイギリスの方から船で運びまして、発電所に搬入を終わりました。現在、予定地の方にこういう形で建設が進んでいるということでございます。これがガスタービン、そしてこれが発電機ということでございます。1号機、2号機という形でございます。このガスタービン発電機が出来ますと、全ての電源を失ったときでもこのガスタービン発電機1台で島根1号機、2号機の原子炉を冷温停止、安定な状態にもっていく、そういったポンプ類の電力をまかなうことが出来るということでございます。これは年内に完成予定でございます。

次に、原子炉・使用済燃料プールを冷やす対策でございます。7ページでございます。色々な手段を用いまして、原子炉に水を入れていくということが重要でございますので、こちらの方に書いておりますのは、消防ポンプ、こういったものを、既に配備していたもの、そして1号機、2号機、3号機共用といたしまして年内に追加配備を予定しております。

また使用済燃料プールの冷却機能の強化ということで、代替の注水ライン、消火系等を使うラインを整備するというところでございます。1号機、2号機は終わっております。3号機についても年内に終了予定でございます。また、原子炉格納容器のベント用の資機材、これは前回もご説明をさせていただきました。3号機についても年内に終了予定でございます。

それから海水ポンプエリアの浸水防止対策でございます。これは後ほどご説明をさせていただきますが、1号機の方は終了しております。今後2号機を行います。3号機についても年内に終わる予定でございます。

原子炉補機海水ポンプの電動機、ポンプを回します電動機、この予備を確保することで2号は既に配備済みでございます。1号機につきましても年内、3号機も年内に配備を予定しております。またこの海水ポンプ自体の代替品といたしまして、電気を使いま

せんディーゼル駆動のポンプ、こちらの方も既に発電所の方に納入が終わっております。今、その後準備をして使えるようにするというところで動いております。

そして多くの小型の消防ポンプ、こういったものを配備していているというところがございます。今39台まで配備が終わっているということでございます。

これは原子炉補機海水ポンプの浸水を防止するために、海水ポンプエリアに防水壁を設けたというところがございます。これが海拔8.5m高さになるわけですが、この中にポンプが入っておりますので、ここに2m高さの防波壁を設けまして、なるべく海水が入らないようにするという対策が1号機については終わっております。次、お願いします。

次に3項目、敷地内への浸水を防ぐ対策ということでございます。島根1号機、2号機、3号機、海岸線が1.5kmでございます。この1.5kmのところにつきまして、海拔15mの防波壁に強化をするという工事を現在進めております。これは3号機の北側の例でございます。実際の作業状況、こういう形でございます。現状こちらが海拔11m高さまで防波壁がございます。これを15mまでかさ上げをするという作業を今行っております。構造的には、このような形で赤い部分を追加するというところでございます。津波の衝撃に耐えられますようにグラウンドアンカーも設けまして、横からの力にも耐えられるものにするという工事をしております。あと、こちらの方についても工事を進めております。3号機、こちらの方は干渉物が少ないものですから、作業が非常に順調に進んでおります。

次に⑩ページということで、原子炉が重大な損傷を受けた場合、福島のように燃料が壊れるというような事故が起こった場合におきましても、私どもが収束作業をきちんと行えるようにということで、現状出来る対策5項目実施をしていております。

1点目が、私ども中央制御室で運転操作を行いますので、この作業環境を確保すること、高圧発電気車1台の追加配備を終わっております。3号機分につきまして年内に配備をいたします。

また、緊急時における発電所構内の通信手段の確保ということで、有線の通話、あるいは乾電池で動く通話、そういったものが可能な設備を配備いたしました。

また、燃料が壊れたりいたしますと、高線量下での作業が必要になるということでございますので、放射線を遮蔽出来るような防護服を用意する、あるいは放射線管理体制の整備を行っております。

また、今回福島では水素が建物に溜まりまして、水素爆発を起こしましたので、その爆発が起こる前に建物に開口部を設けて水素を放出することが出来るようにいたしました。今後は水素を検出し、それを放出する設備を1号機、2号機、3号機について設置してまいります。3号機につきましては年内に終わる予定でございます。

また、津波が来ますと、瓦礫が発電所の中に入ってきたということでございますので、そういったものが撤去出来るホイールローダというものを配備しております。次、お願いします。

5 点目が外部電源の信頼性向上でございます。これは外から、送電線から電気をもらうということでございます。

まず 1 点目でございますが、この絵で説明をさせていただきますが、私ども島根原子力発電所にはこの 3 つのルートで送電線から電気が供給出来る形になっております。現在、例えば 1 号機ですと、この 66 kV 系、220 kV 系、こちらが 1 号機に繋がっております。そのように 2 号機につきましても同様でございます、2 つのルートから繋がっております。これをこの青いライン、そして赤いラインの工事をいたしまして、この 3 つのルート、3 ルート、回線数で言いますと 5 回線になるわけでございますが、これを全て繋ぎ込むという工事を行います。これは 24 年度内に完了予定でございます。

また、今回東北の方の地震で送電線の碍子が壊れたという報告が来ております。このために揺れに強い碍子取り付け方法に替える、あるいは碍子自体を替えるという作業を行ってまいります。

また、電気設備、変圧器、こちらの方に海水が来ないように海拔 15 m の壁を設けるといふ工事も進めてまいります。

最後に、その他の対策ということで、今回の関係の資機材、設備の点検、そして手順の確認、緊急時の対応訓練、こういったものを既に行っております。今も継続して実施をしているというところでございます。

最後に、3 号機の屋外には真水を貯めたタンクがございます。こういったものにつきましても、これは敷地高さ 8.5 m に建っておりますので、海拔 15 m の壁を設けるといふ作業を行ってまいります。これも年内に終わる予定でございます。以上で安全対策について説明を終わらせていただきます。

次に、いわゆるストレステストについて説明をさせていただきます。資料の 2 でございます。

総合評価、いわゆるストレステストでございますけれども、これまでの経緯をこちらの方にまとめております。今年 7 月 6 日に原子力安全委員会の委員長から経済産業大臣に対しまして、いわゆるストレステストの実施、そしてこのストレステストの評価手法、あるいは実施計画を報告しなさいという要請が安全委員長から経済産業大臣に出ております。これをその後、内閣官房長官あるいは経産大臣、内閣府特命担当大臣、この 3 名の連名でいわゆるストレステストを行うということが公表されております。7 月 15 日、21 日にこの要請を受けまして、原子力安全・保安院が原子力安全委員会に対しまして、このストレステストの評価手法と実施計画を報告しておりまして、安全委員会が了承されております。翌日 7 月 22 日に原子力安全・保安院から私ども事業者に対して、ストレステストの実施と報告を指示するという文書が出ております。私ども色々情報をその後集めておりまして、先日 9 月 14 日に島根原子力発電所の安全性に関する総合評価に着手をしたということでございます。

このストレステストの概要を②ページから説明させていただきます。この目的でござい

ますけれども、国の方が示しているのは、この原子力発電所のさらなる安全性の向上と安全性について国民・住民の方の安心・信頼の確保のために、欧州のストレステストを参考に行うのだということでございます。

この評価対象施設でございますが、日本国の全ての既設の発電用原子炉施設を対象とし、島根3号のような建設中のものも含めるということでございます。

どういったことを評価するのかということですが、自然現象といたしまして、地震、津波あるいは地震と津波が同時に起こった状態、こういったものを評価していく、あるいは安全機能の喪失ということで全ての交流電源がなくなった状態、あるいは最終的な熱の逃がし場、海へ熱を逃がすということですが、そういったものがなくなってしまう、こういったことを評価していくということでございます。そして評価は、一次評価と二次評価を行いますということでございます。

この評価、一次評価と二次評価があるということでございますけれども、どういう形になるのだろうかということで、ここでご説明をさせていただきます。

まず一次評価につきましては、定期検査で起動準備の整った原子炉に対して行うということでございます。定期検査を行なっておりまして、既に定期検査が終わって、もう原子炉を動かせるという状態の発電所は一次評価を受けて原子力発電所を動かすという形になってまいります。

そして二次評価の方でございますけれども、これは運転中の原子力発電所について評価を行っていくのだということでございます。そして建設中の発電所につきましては、起動までに行うという内容になっております。この二次評価につきましては、本年内を目途とするという形になっております。ですので、二次評価につきましては、今年12月までに二次評価というものを国の方へ提出していくという形になってまいります。私どもは島根1号機、2号機、3号機につきまして、この二次評価は今年中に提出出来るように、今作業を進めているという状況でございます。

それから島根2号機につきましては、来年1月の終わりから次の定期検査が始まりますので、その定期検査が終わる段階で一次評価を受けるというような形になってくるということでございます。島根1号機につきましても運転開始時期は未定でございますが、その前に一次評価を受けるという形になってまいります。

これは、このストレステストのイメージを説明する資料でございます。これは地震の場合でございます。まず、このストレステストをするのには、ここに書いております冷却成功シナリオというものをまず決めていきます。

まず、外部電源はあるのかないのか、非常用ディーゼル発電機は動くのか動かないのか、原子炉停止機能は動くか動かないか、そして原子炉冷却の為の機能が動くか動かないか、ということでございます。この横軸でございますが、これは地震の場合は地震の大きさでございます。S sと書いておりますのは基準地震動というものでございます。この基準地震動を、例えば1.5倍する、あるいは2倍をするという形で、揺れの大きさを大きくし

てやります。そうしますと外部電源がどうなるのか、非常用ディーゼル発電機がどこまで機能するのか、そういったことが評価出来るようになります。この例でいきますと、この部分では原子炉冷却は成功するという事で、これは安全確保が出来る。次の α 倍のところも成功する。ですが、 β 倍になったところでは原子炉の冷却が出来ないということですので、燃料が壊れるという状態になるということでございます。こういうときには基準地震動 S_s に対して α 倍の猶予があるプラントだと、こういう評価になってくるということでございます。

このときに、それぞれの設備が機能するのかしないのかという判断が必要になってまいります。そのときの判断をどのようにしていくのかというひとつの説明がこちらでございます。一次評価と二次評価では使う基準が変わってくるということでございます。まず、こちらの方をご説明させていただきます。

こういう発電所では配管類を使っているわけでございますけれども、こういう配管に力を加えていきますと力が大きくなるに従って変形量が大きくなってまいります。あるところまでであれば力を弱めますとまた元に戻るという形になっております。この範囲を弾性範囲というふうに言っております。更に力を加えていきますと、どこかで壊れてしまうという形になります。この辺りは塑性変形範囲という形になります。こういう材料の性質があるわけでございますけれども、私ども発電所を設計するときには余裕をみて色々と設計するわけございまして、まず安全委員会が定めた指針、あるいは他の技術基準、こういった許容値に対しまして、ずっと下の方で設計をしております。私どもはこの辺りで設計をしていくという形になります。一次評価では、この指針あるいは技術基準に決められた許容値に対して、例えばこの基準地震動の1.5倍のときにどこまで力が加わるのかというのを評価してまいります。例えば2倍でここを超えれば、もうこれは機能しないという判断をしていくという形になります。これは一次評価でございます。

そして二次評価になりますと、実際に設備が壊れる実力値で判断をしております。これは試験で確認された材料の強さ、材料試験をしたデータ、こういったものを使っていくという形になります。この強さは、この許容値より大分上の方でございます。二次評価の方では、ここに到る地震の大きさというものを求めていくという形になってまいります。

次に6ページは津波の例でございます。この冷却シナリオというのは基本的に同じでございます。横軸が津波でございますので、津波の高さということになります。津波の高さを高くしていったときにどこで原子炉の冷却が出来なくなるかというところを探していくという形になります。

これは、このストレステストの中で今回色々対策をしているわけでございますけれども、この対策がどの程度有効であるのかということを確認するという絵でございます。これは全交流電源喪失ということでございます。全交流電源喪失でございますので、外からの送電線からの電気がもらえない、そして発電所の中でございます非常用ディーゼル発電機が動かない、こういった状況が全交流電源喪失という形になります。外部電源の喪失、送電

線からの電気がもらえない、そして非常用の発電機が動かないという形になります。これが、電気がもらえるという状態になりますと安定な状態を維持するという形になります。ここでこれらが故障をしたりして止まるということになりますと、全交流電源喪失というところに入ってまいります。ですが、最初にご説明しましたようにバッテリー、蓄電池による電源供給が出来ますと、ある一定時間、設計上は8時間でございますけれども、8時間は安定な状態を維持することが出来ます。ですが、何も対策をしていないところでは8時間を過ぎますと、バッテリーがなくなって炉心が壊れるという形になっていくということでございます。それで今回、高圧発電機車を用意したり、あるいは燃料補給が出来る体制を取ったということで、この時間が延びてくるということでございます。8時間が延びてくると、こういったところを評価していくということになります。これによりまして、私どもの安全対策がどの程度有効であるかということが分かってくるということでございます。

それを更に詳しく説明する資料がこちらでございまして、こちらは対策前でございます。対策前には、これは地震が起こったとき、そしてその後津波が来た、そして1時間経過、8時間経過、1日経過、3日経過という形で時間軸でございます。地震が起こるまでは発電所で電気を起こしておりますので、それによる電源供給が出来る。ですが、地震が来ると発電所が止まって、この電気は供給されないということでございます。外部電源、これは緑色ですが、これは待機でございます。待っているという状態ですが、地震が来たら送電線が停電してもらえないということを、今ここでは想定をしているということでございます。これらが使えなくなっても非常用ディーゼル発電機がございまして、地震が発生するまでは待機状態、そしてその後、両者の電源がございませんで、こちらの方が稼働をし始めるということでございますが、今回のように津波が来て非常用ディーゼル発電機も使えないという形になりますと、ここからは非常用ディーゼル発電機の電源は供給されないという形で、全交流電源喪失になり、最後待っているのが直流バッテリーということで、ここから8時間は直流バッテリーが働いて、この間は安定状態を維持出来るが、8時間を過ぎますと原子炉の燃料が壊れるという事態になるというのがこれまでの設計上の考え方になります。対策後につきましては、ここで、この直流バッテリーのところで、私も高圧発電機車を持ってまいりますので、これが8時間を過ぎても電源供給がされるという形になります。これによりまして原子炉の安定状態が維持出来る。その間に、何週間か後に外部電源の復旧ということがされれば、ずっと安定状態になると、こういうことになります。こういったことを行ないまして、今回の対策の有効性を確認していくという形になってまいります。私の方からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

松浦市長)

それでは只今説明がございました2つの説明事項でございますけれども、これにつきまして、皆様方の方でご質問や意見等ございましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

芦原委員)

まず意見と質問をさせていただきたいのですけれども、その前にこの福島事故に関して非常にたくさんの市民の方が強い関心を持っていらっしゃいます。今日も会場の中に傍聴者の方もいらっしゃいますので、出来れば傍聴している方からの質問等も是非受けさせていただきたいと思っておりますのでご検討をお願いしたいと思います。

まず安全対策についてです。基本的に今、中国電力が説明されましたのは津波対策です。それと地震による福島原発の損傷というのは電源喪失のみであったかのような説明をされました。福島の事故説明をされる中で直流電源が残ったとおっしゃっておりますけれども、およそ4時間後に福島第一1号機建家の中で放射能漏れが確認されております。所長が週刊誌へのインタビューで答えていらっしゃいますけれども、地震で配管が相当破損をしているということも答えていらっしゃいます。その可能性が非常に疑われております。ですから、地震に対する対策が取られないと十分な安全対策が取られたというふうに言うことは出来ないと考えております。これは意見です。

中国電力にお伺いしたいことがあります。日本海側では今回の東北地方を襲ったような大きな津波が発生しないというふうにお考えなのかもしれません。けれども隣の鳥取市では、時代を特定することは出来ませんが、海岸から20kmも遡上する津波が到達したという記録が残っております。これは現代の私たちが把握出来ていない大きな津波が発生していた可能性があります。ですから侮ってはいけないと思いますが、それにも関わらず3号機側の防波壁ですが、現在ある防波壁にかさ上げをする形で築かれますけれども、何故基礎から作られないのでしょうか。これがひとつ。

それから二つ目、水素爆発を防止するため、天井に穴を開ける機材を設置するとおっしゃいました。そのような事態というのは燃料棒の破損が始まっていて放射能が漏れ出していると考えられます。そこに建家に水素を出すための穴を開けるということは、同時に放射能が漏れ出すという意味でよろしいのでしょうか。それを聞きたいと思います。

それからストレステストに関してですけれども、福島第一原発の事故調査・検証委員会の検討状況を踏まえて必要に応じて見直すと、これは二次評価ですけれども書いてあります。その事故調査・検証委員会というのは、では年内に検討結果が出るのでしょうか。それを踏まえて必要に応じて見直すとなっているのですけれども、そういう報告なりが出てこない中において必要に応じて見直すということはないですね。どうやって見直しをされるのでしょうか、お聞きしたいと思います。これが中国電力に対する質問項目です。

それから松江市に対して、ストレステストに関してお聞きしたい、あるいは意見としてお話をさせていただきたいと思います。さっきも言いましたように地震で配管類が破損した可能性、疑いというのは一部でありますけれども専門家から出されております。これまで市長は福島原発が、地震で何処がどう破損したのか全容が解明されて対策が取られ、そ

の説明を受けないと、運転が止まっている原発の再開に関して判断出来ないとおっしゃってこられました。今でもその見解は変わらないのでしょうか。ストレステストというのが、やはりさっきの福島事故の全容が解明されて、得られた知見が反映されたものでないという意味がないというふうに考えます。そこの辺りのことを市に確認したいと思います。

それから国に対して2点要望していただきたいと思っています。ひとつは福島原発の事故が全容解明されて、それに基づいて審査体制の見直し、それから立地審査指針であるとか安全設計審査指針、安全評価に関する審査指針、耐震設計審査指針、これらの見直しが成されて改正が行われるべきだと思います。個別の原発の安全性の確認というのはその改正された指針と改定された耐震設計審査指針ですね、これに基づくバックチェックに基づいて判断するのが筋だと思います。国に対して福島事故の地震による影響を検証することと、そういった安全基準の見直しによる原発の安全確認を行うように求めていただきたいと思っています。

2つ目に求めていただきたいことですが、そのストレステストの評価が行われるところが、今のところ保安院です。けれども、この保安院は原発推進のためならば、「やらせ」まで行われた省庁です。そして解体されて新たに原子力安全庁が設けられるわけですね。このような省庁が評価をするというふうに言われても何処をどう取っても信用することは出来ません。やるのなら新たに設置される原子力安全庁の元で行うように求めてください。

もう一つ意見として述べさせていただきますけれども、ストレステストをやる前に30年以上運転が続けられてきた老朽化した原発を廃炉にすべきですし、それからアメリカのNRCが欠陥炉として認めているマークI型原発ですね。これは島根1、2号機もそうですけれども、この欠陥原発はそもそも基本的に廃炉にすべきだというふうに考えております。これは意見として申し上げさせていただきます。以上です。

松浦市長)

はい、それでは古林さん。

中国電力 島根原子力本部 古林本部長)

中国電力の古林でございます。

芦原委員から冒頭、当社に対しまして3点、ご質問をいただきました。まず1点目、3号機前面の防波壁の強度の質問でございます。現在、先ほどのご説明の中でもお話をさせていただきましたけれども、前面海域、既に11mの防波壁を設置いたしております、これにかさ上げをする形で15mの高さになるように今、工事を進めておりますが、ご懸念のように高さが高くなります。それに15mの津波が来れば、それなりの強度が必要になってございます。それに対しましてグラウンドアンカーという形で強度を確保する、津波に対する強さを確保するという事で、そういった対策も実施をしております、こう

いった津波に対しても十分な強度を有するというふうに認識をいたしております。

それから２点目の建屋に穴を開けて水素を放出する設備、結局放射能を放出するということになるのではないかというご質問の点でございます。ご指摘のとおりシビアアクシデントという状況になりまして、原子炉の燃料に水が供給出来ない。燃料が裸になって燃料のジルコニウムと水が反応して水素が出てくる。炉の中の圧力が上昇して格納容器に蒸気が放出をされる。格納容器からさらに配管を通す穴などを通りまして建屋に水素が供給をされるというふうな状況を考えますと、ご指摘の点のとおり水素と共に放射能が溜まるとい形になります。当然のことながらその状態に至る前に、ベントと言いますが、燃料が損傷しないような、そういった対策も今回の対策の中に入れておりますので、まずはそういったベントのような形でそういったシビアアクシデントの状態に至らないようにするという事を考えております。もちろんその水素が溜まってそういう究極的な状況になりますと、今回の東京電力さんのようなこういった建屋が爆発するという恐れがありますので、やむを得ずそういった事態を避けるということで今回の対策ということになってございます。

それから政府の事故調査・検証委員会の報告でございますけれども、最近の情報でございますと、今年の１２月２６日に畑村委員長、中間報告をされるというふうに報道されております。これに向けて現在色々な形で報告がまとめられていくというふうに考えております。どこで公式に表明されるのかというのは我々承知するところでございませぬけれども、これがはっきりした時点で整理をして我々の対策に反映をしていくというふうになるかと存じます。以上でございます。

松江市防災安全部 松本部長)

松江市の防災安全部長でございます。市に対する先ほどのご質問でございましたが、まず１点目の地震の影響は無いのか、あるいはストレステストだけで判断するのかということでございますが、従来から市長が議会で申し上げておりますように地震による影響は無かったのか、あるいは高経年化の影響は無かったのか、あるいは２０kmの根拠、そういったものをかねがね国の方へ説明を求めていますので、ストレステストの結果だけではなくて、国の判断基準に基づいて納得出来るような説明をしていただかなければならないというふうに思っております。

それから安全設計指針とか耐震設計のことでございますが、ご存知のように今、国において防災安全指針の見直し作業が行われております。それから先ほど中電の方から説明がありましたように、事故調査・検証委員会が一応年末を目処にということでございますので、これらの出揃った状態で注意深く見ながらそれぞれ判断に参考にしていきたいというふうに思っております。それからご意見の方については承りました。

石橋委員)

中電さんにお伺いしたいのですが、今、防潮堤ですね。防波壁と言われましたが。グラウンドアンカーをやったから大丈夫だと言われました。ところがこの前の津波では、万里の長城と呼ばれたあの防潮堤が脆くも崩れ去った。これは何故かと言えば、ただ上に乗せただけだから崩れ去ったのですね。今度のかさ上げされる防潮堤はアンカーボルトとか、そういうもので強固にもとの基盤に止められるのかどうか、またこれだけの1.5kmと言われましたか、長さ、総延長が。そのものが一体構造ということはまず有り得ないと思います。必ず途中で伸縮のための継ぎ目が出てくる。そういうものがある状況で、アンカーボルトなどで止めてなかった時には、圧力によってひっくり返ってしまうということは十分に考えられますが、その辺の対策はしておられるのかどうか、ということ。

それからもう1点。非常用ディーゼル発電用のタンクローリー、燃料補給のためにと言われますが、ご存じのように中国電力の原発は活断層の直近です。主要な県道が全て活断層を横切っているという状況ですが、そういう状況でタンクローリーがあっても油が運べないという状況も十分考えられますが、そういうことの対策はしておられるのかどうか。まずそれだけを伺います。

中国電力 島根原子力本部 小原副本部長)

まず防波壁についてご質問をいただきました。防波壁につきましては、2つの要素を当然考えております。1つは揺れによる力、そしてもう1つが津波による力ということで、2つの要素を考えて設計をしているということでございます。それで先ほどアンカーボルトの話もいたしましたけれども、既設の防波壁に4mの上乗せをいたしますので、そこにつきましては直径が51mmの原子炉格納容器で使う鉄筋を、細かいメッシュで既設のコンクリートの中に入れるというような形で物を作っているという形でございます。

もう1点、既設のコンクリートに新しいコンクリートをやりますとうまく引っ付くのかというご心配もあろうかと思えます。そこは確認が出来ておりまして、本来は磨かなくてもいいのですが、若干磨いたりしてコンクリートを上乗せ、貼っていくという形で結合性をよくするという対策をしていくということでございます。

それから1.5km、一体構造ではないだろうというお話をいただきました。おっしゃるように私どもは今工事の工区を大きくは3つに分けております。3号機の北側、3号機の東側、そして1、2号機の北側という形の3工区で考えております。それぞれ構造が全く同じではなくて若干異なる部分がございます。ですが、そこは設計で十分考慮出来るという形で造ってきておりますのでご理解をお願い出来ればというふうに思っております。

それからタンクローリーがあっても運べないのではないかというご心配をいただいております。私どもタンクローリーにつきましては、松江の市内のところだけではなくて、発電所に非常に近いところの給油所等も活用してタンクローリーを手配するという形で、今

準備をしているということでございます。以上でございます。

比良委員)

中電さんにお尋ねいたします。高経年化原発、いわゆる原発の寿命の基準についてお尋ねしますが、管理をすれば60年くらいは運転可能と言われております。原発は30年40年の運転を想定して設計をされているというふうにも聞いております。特に1970年代の原子炉の製造技術は未熟だと思っておりますし、鋼材は耐久性も疑問だと私は思っております。新たな安全基準を示すべきではないかと思いますが、それが1点でございます。

2点目はストレステスト、今、説明がございました。何を根拠に再稼動されるのか、特に結果を運転再開の条件にするのか、あるいは参考にとどめるのか。その2点をお尋ねしたいと思います。以上です。

中国電力 島根原子力本部 古林本部長)

比良委員から高経年化プラントに対する安全基準につきまして、まずご質問をいただきました。ご案内のとおり、島根原子力発電所は既に運転開始から37年経過をして、現在38年目という状況でございます。この島根1号機はちょうど30年を迎えるときに高経年化対策ということで、この評価をいたしておりまして、その当時のそれ以降30年につきましての安全評価と、こういったプラントのメンテナンスをすることによって安全性を維持出来るという形で報告をいたしております。また今度、来年度末までに次の残りの20年につきまして、どういうふうな対策をやっていくかということで高経年化の評価を実施する予定にいたしております。現在設けられております安全基準、それから今後見直しをされるであろう、そういったものに照らして、こういった対応を適正にやってまいりたいというふうに考えておりますし、もちろん各定期検査におきましては、法に決められた対応を進めておりまして、その後の運転継続が可能な設備であるということで現在運転を行っているところでございます。1号機については今、定検中でございまして、必要なPLRの配管の取替え等実施をしておりますけれども、今後ともそういった安全対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから2点目にストレステストについて、その結果をどう考えるかというご質問をいただいております。本件につきましては7月に国からこれについてこういう手順でストレステストを実施するようということでご指示をいただいております。当社といたしましては、まず二次評価を年末の12月を目途に1号機、2号機をお出しして、その後この定検が終了するプラントについて一次評価を求められております。その提出の時期につきましても関係箇所と相談しながら進めて、適正に実施をいたまいりたいと思っております。これにつきましては、その評価につきまして保安院が評価をされ、原子力安全委員会がそれを確認され、最終的には政府がそれをどう判断をされるかということに尽きるかと存じます。以上でございます。

山崎委員)

私は松江男女共同参画ネットワークから出ております山崎と申します。

このネットワークの会員から色々と意見や要望も寄せられておりまして、本日は会員の方から要望とそれから質問も出ております。それを私が代わってお聞きしたいと思いますけれども、第1点目は、これは芦原委員と同じご意見です。津波対策のみで原発の安全と言っていいのかということで、やはり福島原発の地震での損傷というものがはっきりされていない時点で判断しないで欲しいというご意見です。これは松江市からの返答もありましたので同じだと思います。それから島根原発は1号機2号機とも福島第一と同じマークI型の原子炉ということで、しかも1号機は37年も経過した老朽原発であるということで、たびたび配管のひび割れも見付かっていると。これもストレステストのみで再開して欲しくないという意味合いだと思いますが、これも芦原委員のご質問と重なるので、こういうご意見だということをご紹介したいと思います。

それからストレステストについて少し読み上げますと、福島第一原発の原因究明が為されないまま実際の破壊検査をしないコンピュータによるシミュレーションテストでは意味がありません。もう既に中国電力は9月14日に島根原発は1、2、3号機のストレステストを日立ニュークリアエナジーに発注しています。しかしストレステストの具体的な中身について保安院は、私達住民に対してまだ全く明らかにしていません。少なくともEU並の公開と透明性の原則に基づく住民合意が不可欠ですということで、大変こういうふうな市民の中には不信感がたくさんあるということをご紹介したいと思います。木村さんのご意見も私の意見と全く同感です。

先ほど松江市の方からストレステストのみでは判断しないと、市長さんのお考えにも変わりないということをお聞きしましたので、是非それを貫いていただきたいと要望したいと思います。以上です。

松浦市長)

他に何かございますか。どうぞ。

芦原委員)

先ほどの中国電力さんのご回答で少し確認したいことがあるのですが、放射能漏れが起きないようにベントを行うのだとおっしゃいましたよね。確かにベント装置は途中で付けられました。ただ日本のベント装備にはフィルターが付いていませんよね。ということは、中の圧力が非常に高まっているからこそベントが必要な状態となるわけですが、ということはですよ、中の燃料が既に損傷が始まっていると考えた方が良いと思うのです。ということは、フィルターが付いていない状況の中でベントを行われるということは、やはり同じように放射能を外に出されるということに違いがないのではないのでしょうか。

か。これは確認したいと思います。

もう1点、さっきの福島事故調査・検証委員会が12月26日に中間報告を出す予定なのだろうと思いますけれども、そうおっしゃったわけですが、ということはそれを受けて二次評価を必要に応じて見直すのですから、年内に二次評価を終えるのだ、報告を出すのだということは出せない場合があるということでもいいわけですね。そこを確認したいと思います。

中国電力 島根原子力本部 古林本部長)

2点ご質問をいただきました。まずベントの関係でございます。フィルターが付いていないというのは事実でございます。この原子炉格納容器の強度を確保するというのが、プラントからの放射能放出を防止するということでは非常に重要なポイントでございます。色々な可能性があるかと思いますが、燃料の破損をまず防止するというのが原子力発電所にとっては重要なポイントでございます。防止するということは燃料を裸にしないということございまして、必ず水を供給して原子炉の中の燃料の水位を確保すると。万一、何らかの理由で原子炉格納容器の圧力が設計値を超えたときにベントをするという操作を確保しているということで申し上げたところでございます。

それから事故調査に関しまして、二次評価を出さない場合があるのかということでございます。事故調査・検証委員会の報告は、先ほども申し上げましたように年末に向けて順次既に色々な形で進められているところかと存じます。この二次のストレステストにつきましては、プラントの設備がどういうふうな形でその提出の時点で仕上がっているかということを踏まえて、当社のプラントの色々な安全対策の形を踏まえて、いわゆるシミュレーション評価をするものでございまして、その後新たなプラントのそういった設備がまた変わってくるということがありましたら、また改めて評価をするような形になろうかと存じますけれども、12月の末に向けて当社としては整理をして準備を進めてまいっている状況でございます。以上です。

松浦市長)

ありがとうございました。他にはこの問題につきましてはよろしいですか。どうぞ。

石橋委員)

再三声が出ておりますけれども、福島事故が津波だけではないと。地震による影響が相当大きいのではないかというふうにも言われております。その点で福島のあの地震というのは、もしここで宍道断層が言われているように30km、50km、あるいは鳥取沖の断層と連動するということのようなことが起きればマグニチュード7.5以上、8近いものが起きるのではないかというふうに考えます。そうすると、福島よりももっと過酷な状況に地震によって陥ってしまうということもあります。また、地震というのは何度も余震が繰

り返します。例え最初の人に何とか破断を免れても、あとの余震で破断するということも考えられます。そういう意味で言いますと、やはり高経年化と言われている1号機、特に、これは非常にそういう面では危うい原子炉ではないか。しかも、このストレステストとか言われますけれども、これはあくまでもコンピュータ上の机上の話です。実際に配管の材料がどのくらいダメージを受けているのか。あるいは数回による震動でどうなるのかということまでがテストされるとは、今の話を聞いておりましたが、そういうことはないと考えております。そうしますと、実際の地震が起きたときに本当にそれで安全だと言えるのかどうかということが非常に大きな問題として考えられます。

それから今の水素爆発を防ぐために格納容器に穴を開けるのだと言われますが、今もちろつと言われました。格納容器は非常に頑丈な建物ですと。頑丈な建物に穴を開けるということは相当大きな力が加わらないと穴が開きません。ドリルで穴を開けるにしても、そこから火花が出ることも考えられます。硬いものですから。そうすれば、その火花によって水素が爆発するということも考えられるのではないかと。そういう、ただ穴を開ければなんとかなるのだという姑息なことではないと考えます。

それともう一つは、松江市、市長さんにもお願いしたいのですが、福島原発の事故はそもそも収束しておりません。本当の原因も分かっておりません。そういう状況の中で、このストレステストをしさえすればもう安全ですということは誰が考えても言える話ではないと考えます。福島原発が収束をして、本当の原因がはっきりと科学的に明らかになった、その後でなければ運転再開の許可は出さない、こういうことを是非、2号機も来年には点検に入りますが、その運転の再開も認めないというふうにしていきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

松浦市長)

はい、どうぞ。

中国電力 島根原子力本部 古林本部長)

中国電力の古林でございます。先ほど、冒頭2点ご質問をいただきました。繰り返しの地震によって非常に大きなダメージを受けるのではないかとということでございます。ご案内のとおり、島根の原子力発電所では600galというSsの基準地震動によりまして、耐震設計の評価に基づいた耐震裕度向上工事を進めてまいっております。そういった意味での安全上の問題は、我々は問題ないと考えております。このストレステストにおきましては、それよりさらに高いレベルでのインプットを与えた場合に、このプラントがどういうふうになるのかということの評価をまいるものでございます。

それから格納容器に穴を開けるのであれば火花が出るのではないかとのご質問でございました。少し説明が充分ではなかったところがあったかと思っておりますけれども、穴を開けるのは格納容器ではなくて、建屋に穴を開けるということでございまして、コンクリート

に穴を開けるという対策でございます。こういった恐れがある場合には、水素が溜まる前に早い段階で、そういう判断をする必要があるかというふうに考えております。これから水素の濃度計等も設置をして、そういった事態に至る前に対応を判断出来るような、そういった設備にしていまいたいというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

松浦市長)

それから、石橋委員の方からご心配いただいた点でございますが、私もごもっともなご意見だと思っております。まだ、ストレステストについての結果なり評価というものは、これから行われるということでございますし、この点につきましては、今後、その結果、評価が出た段階でですね、国の方をこちらに呼びまして、その考え方、そういったものをお聞きしたいと思っております。従いまして、そのときにですね、是非また色々なご意見ご質問等々出していただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして次の議題でございますけれども、原子力災害対策検討プロジェクトの検討状況についてを議題とさせていただきたいと思っております。これは事務局の方からそれではまず説明をお願いします。

原子力安全対策課 小川課長)

それでは議題3につきまして説明させていただきたいと思っております。最初の市長の挨拶でもございましたが、福島第一原子力発電所の事故を受けまして、市では5月13日に関係部の部局長で構成いたします原子力災害対策検討プロジェクト会議というのを立ち上げたところでございます。その後、プロジェクト会議を3回開催いたしまして、その他、関係課長会議を2回開催をいたしたところでございます。また、住民避難に関わる課題、問題点につきまして整理をいたしまして、分類した課題につきましては専門部会という課長級の集まりで検討等も行ってきたところでございます。福島県の現地調査状況も踏まえまして、課題、問題点の抽出、整理を行いまして、中間報告として取りまとめましたのでご報告させていただきたいと思っております。また先週の21日には、この検討結果を国の防災指針とか原子力防災対策の見直しに反映させていただきたいということから、国に対して要請を行ったところでございます。本日参考資料として、その要請書もお配りさせていただいたところでございます。説明につきましては、まず最初に福島県の現地状況調査の報告をさせていただきまして、その後中間報告について説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは資料の3-1をご覧くださいと思います。福島県現地状況調査報告でございます。現地の調査は8月の9日から11日まで3日間行いました。調査に行きましたところは大熊町、富岡町、川内村、それから福島県庁と南相馬市役所へ出向きました。大熊

町、富岡町、川内村につきましては、それぞれ避難先の現地対策本部を訪ねたところでございます。

2番目、調査内容ですが、原子力災害につきと避難所の運営、受け入れ等について調査をいたしました。避難所につきましては郡山市と福島市の避難所を調査をいたしましたところでございます。

それから4番目に調査先団体の概要を付けております。左側に県とか市・町名がございしますが、人口のところをご覧いただきたいと思います。総人口の隣の欄、警戒区域内人口、これが避難対象となった人口でございます。

次のページをおはぐりいただきますと地図が出ております。この同心円の真ん中のところ、福島第一発電所がございします。その下側が大熊町でございします。それからその下が富岡町、さらに左側が川内村でございします。それから、この水色の円の上側が南相馬市でございまして、この南相馬市は警戒区域と緊急時の避難準備区域、さらには区域外と3つ、それから赤い区域もございします、計画的避難区域、この4つに1つの市が分かれているというところでございします。

それでは3ページに調査結果の概要を載せております。3月11日に地震が起きまして、福島県庁も被災をいたしまして、通信設備等がすぐに使えなかったという状況がございました。このために初動体制が遅れたということを聞いております。また皆様ご案内のようにオフサイトセンターは非常用電源が立ち上がらなかったということで、当初使用が出来なかったようでございします。これは翌日の12日夕方には復旧をいたしましたが、避難区域に含まれましたので、15日には県庁内へ移転をしております。県庁を視察したところでは、オフサイトセンターは大体常時70名から80名の職員が対応をしておりました。

それから3つ目、3月11日から12日の電話の状態でございしますが、これはほとんど繋がらない状態だったということでございします。福島県とか大熊町につきましては、東電の社員が派遣という形で町、役場等にまいりまして状況を伝えたようでございしますが、他の市町村については国や県からの情報提供がなくて、テレビによって情報を仕入れていたという状況だったようでございします。複合災害、原子力災害における広域的避難ということが想定されていなかったということで、臨機応変に対応せざるを得なかったということ聞いてまいりました。これで通信手段の確保、それから早い情報提供が重要であるということを痛感したところでございします。

それから大きな2番目、住民避難についてでございします。半径2kmのまず避難指示が出されました。これは福島県の判断で出されたのですけれども、これが当初伝わらなかったようでございします。その後、21時23分に半径3km内の避難指示が出まして、大熊町も避難を開始したということでございします。12日の5時44分に半径10kmの避難指示が出て、大熊町、富岡町ともに避難をしたということでございしました。同日の18時25分には半径20kmの避難指示が出たのですけれども、この指示につきましては、もう大熊町、富岡町ももう避難をしていたということで、なかなか避難指示が伝わらなくて

市町村の独自判断で次の避難先を探したということが実態だったようでございます。

それから周知方法、①です。住民への周知方法について聞き取りを行いました。どの町村も大体防災無線、屋外スピーカーで連絡をしたと。その他広報車とか、消防団の戸別訪問等を行ったということでございます。

それから移動手段です。大熊町につきましては、国がバスを手配をしていたということでしたが、南相馬市、富岡町、川内村については独自でバスを手配したということでございました。ただ住民の半数以上は自家用車による避難をしております、これは行き先がバラバラで、後で避難状況等の把握に大変苦労したということを知りました。また避難する道路が2路線しかなくて、大渋滞が発生したということを知っております。

結局3番目の避難先ですけれども、避難時点ではなかなか避難先が決まっていなくて、移動しながら避難先を決めていったということのようだったようでございます。

それから次、4ページをご覧くださいと思います。要援護者の対応について聞いてまいりました。施設の入居者等につきましては、福島県が受入先の調整等を行なったようでございます。これには国の方の仲介もあったと聞いております。また在宅の要援護者の対応では、民生委員の方、また地区の消防団の方が対応したということでございますが、これは調査といいますか、統計的には調べていないということでございます。それから要援護者の移送には特に自衛隊とか消防で対応をしたということでございました。

それから大きな3番、緊急時のモニタリングでございます。モニタリングが出来なかったという情報が流れておりますが、次の日の朝から緊急時モニタリングを福島県では実施をしたということでございました。

それから4番目、スクリーニングの実施でございます。当初の想定では3医療機関で対応するという予定でしたけれども、実際には福島県の保健所が対応をしたということで、なかなか事前の準備が出来なかったということもあって、なかなか対応が出来なかったということだったようでございます。その後、8保健所で対応をして、1日最大5000人程度スクリーニングを行ったということでございます。その後、災害派遣医療チーム、国とか電気事業者さんからの支援があってスクリーニングを行っているということでございました。

それから避難施設について聞き取りを行いました。避難所の運営は、基本的にはその施設の管理者が当初は行なったと。その後、県とかから応援の方が来たということで、ボランティアの役割が大変重要だということを知ったところでございます。

それから下の方ですけれども、やはり避難所においてもスクリーニングに大変時間がかかったということから、スクリーニングの対応をどうするかというのは大きな課題だということを知ったところでございます。

それでは次、中間報告について説明させていただきたいと思います。資料3-2をご覧くださいと思います。松江市で取りまとめました検討結果、中間報告についての概要でございます。1枚はぐっていただきまして、2ページに「検討の目的」を書いておりま

す。福島原発の事故により半径20kmの区域が実際に避難区域に設定されたということでございます。松江市の全市民が安全な区域に避難されるためにはどうするかということを検討したところでございます。この全市民が避難する際に想定される課題や問題点を抽出・整理して検討を行うということが今回の目的でございます。

次、3ページが「前提条件」でございます。福島第一原発と同様な事故が起きたということを仮定いたしまして、20km圏内の区域に避難指示が為されたということで、全松江市民が避難区域外へ避難するということを前提条件としております。右側下の四角に20km圏内の人口約20万5000人、それから主要施設、主なものがほぼ含まれるということを示しております。

次のページをご覧くださいと思います。4ページ目が「住民避難に係る課題・問題点の検討」ということで左側が住民避難のプロセス、右側が問題点としております。左側、事故が発生した場合、原子力災害体制の構築と書いてありますが、これは原子力災害対策本部等を立ち上げるということでございます。そして、そこで避難区域を設定し、避難区域を立てて住民広報を行い、集結所へ集まってもらって、住民避難ということになります。それぞれの課題を右に書いておりまして、(1)、(4)、(5)、(6)、(7)というようにまとめております。

続いて5ページに、先ほどのプロセスによって抽出しました課題・問題点を並べております。大きな括弧の1番目が「原子力災害体制について」、それから2番目が「住民広報・情報連絡」について、3番目が「一時集結所・広域避難集結所について」、4番目が「避難経路の設定・確保について」、次のページ、5番目が「緊急時の輸送能力の把握及び調達について」、それから6番目が「災害時要援護者について」、7番目が「避難ルールの設定について」というふうにまとめております。

この中身につきましては、お手元の「資料3-3」に概要版としてまとめております。まず3-3の概要版をご覧くださいと思います。まず目次がございまして、続いて「はじめに」という項目がございます。それをはぐっていただきますと、「序-1」というページで「検討の目的」、それから前提条件等をここに書いております。この検討の目的の最初のところに書いておりますけれども、原子力発電所の運転は厳格な安全確保が大前提であり、放射性物質等が放出されるような事故があってはならないということを、まずこれが前提だとしております。ただ福島事故を受けまして、避難ということについて、今回検討したということでございます。

それでは3ページほどはぐっていただきまして、課題、問題点について簡単に説明させていただきますと思います。1-1ページのところ、「住民避難に関わる課題・問題点」ということで先ほど申しました原子力災害体制について課題等を挙げております。まず初動体制の確立、2)は災害体制の確立ということで、国、県を含む原子力防災機関の体制整備が必要だということを挙げております。2)の②はオフサイトセンターの機能強化等も触れております。

それから次はぐっていただきまして、I－3ページをご覧いただきたいと思います。「住民の広報、情報連絡」の項目でございます。先ほど福島調査でもございましたが、通信手段がなかなか確保出来なかったということがございましたので、通信手段の確保は重要な課題だと考えているところでございます。

それから、次I－4ページをご覧いただきたいと思います。それから広報につきまして、は住民関係施設への広報ということで、現在松江市では屋外スピーカーの整備等を行っております。スピーカーの整備を早めていくという考え方でございます。

それからI－5ページ、(3)一時集結所、広域避難集結所ということで、避難の場合の一時集結所をどこにやるかということで、まず一時集結所を選定するに当たっての留意事項を挙げているところでございます。

それから次I－6ページをご覧いただきますと、一時集結所の選定に当たっては基本的には現在市が指定しております指定避難所を一時集結所としたいと考えておりますが、地域の実状を考慮して検討をしなければならないというふうに考えているところでございます。

それからI－7ページが「避難経路の設定・確保」ということで、既設避難道路の改良・整備、また、次のページでは「新たな避難道路の建設」ということで、今までも県とか国に対して道路整備等を要望してきたところでございますが、今後も整備促進を要請していきたいというふうに考えているところでございます。

それからI－9ページでございます。「避難経路の危険箇所の把握」ということも重要な課題だというふうに考えているところでございます。

それから次ページをはぐっていただきまして、I－11ページに「緊急時の輸送能力の把握・調達」という項目でございます。現在のJRとか一畑電車の輸送能力、現ダイヤでどのくらい運べるかということを調査をしたところでございます。

次のページI－12ページでは、バスの車両数、それから隠岐汽船、フェリーとか高速船の乗員定数とかですね、そういったところを調べております。輸送手段の調達につきましては、色々な輸送手段を検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから次はぐっていただきましてI－14ページは「要援護者の把握について」でございます。要援護者につきましてはやはり広域的な避難ということになりますと、県の調整とか国の調整ということが重要になってくると考えております。これは国や県のほうへ要請していきたいというふうにまとめております。

それからI－15ページには「個別な事案」ということで挙げております。下のほう入院患者につきましても、なかなか入院先等の調整というのは松江市だけでは出来ないということでございますので、県、国のほうで要請していきたいというふうに考えております。

それから次はぐっていただきまして、I－17ページをご覧いただきたいと思います。「避難ルールの設定」ということでございます。広域避難所の設定ということにつきましては、予

め、やはり避難先というのを設定しておくことが有効な手段であるというふうに考えております。広域、松江市域を超えての避難となりますので、県と共に検討したいというふうに考えていますが、総合的な検討は県にお願いしたいと思っております。

また2番目、自家用車の避難をどう考えるかということで、自家用車とバス等の集団避難のバランスを考えていかなければならないというふうに考えております。また5番目、「スクリーニング体制」も重要であるというふうに考えているところでございます。

今回は住民避難につきまして、その課題点、問題点を抽出しまして、国、県に要望すべきは要望し、また、市で検討すべき点につきましては、今後検討していきたいというふうに考えております。

先ほどの「資料3-2」に戻っていただきたいと思います。資料3-2の7ページに住民避難に関わる課題・問題点、国・県・市というふうに整理をしたところでございます。これは松江市としてこういうふうに考えているということでございます。今後、島根県とも調整、また協力を取り合って検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

この資料の最後でございます8ページに「中間報告書の取り扱い・今後」ということで、先ほど言いましたように住民避難に関わる問題点をまとめたものでございます。その他の課題についても今後検討していかなければならないというふうに考えております。それから真ん中の辺り、「市の地域防災計画の改定」というのも今後行っていかなければなりませんけれども、国の行います防災指針の改定等を踏まえて対応していくというふうに考えているところでございます。

松江市の以上中間報告について説明をさせていただきました。なお、県では発電所から30km圏内の市や町で構成する連絡協議会を設けて、原子力防災について情報交換とか問題点の整理等を行っております。松江市といたしましてもこの会とも調整をとりながら今後対応していきたいと考えているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

松浦市長)

はい、それでは只今説明がございました事項につきまして、何かご質問なり、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

芦原委員)

まずですね、前提条件についてお話をさせていただきたいと思いますが、20km圏内の住民、松江市民のほとんどですが、これの避難をするということが前提になっています。しかしですね、福島原発の事故の実態を見ますと、60km離れた、例えば郡山市などでも現在までの積算放射線量は10.2ミリシーベルトとなっております。現在でも放射線量は高いです。計算すると年間およそ17ミリシーベルトという値になってきます。

過去、私たちは世界的にチェルノブイリ原発の事故を経験しております。あの事故の後、スウェーデンでは1988年から10年に亘っておよそ100万人以上の疫学調査が行われております。その結果、1278人の過剰ガン発生が確認されています。これらの人たちは、セシウムによる最大被ばく線量が10ミリシーベルト以下であったと、こういう貴重な調査結果があります。この調査結果から見れば、60km離れた地域であっても避難すべき、そういう場所であろうと思います。ですから、この避難対象の範囲の設定を、松江市ですから松江市民を避難させるっていうことが前提とはなるとはありますが、県とですね、もう一度よく協議をなさって、最低でも60km圏内を考慮して対象範囲としていただきたいと思います。また、予め地形を考慮したホットスポット等、SPEEDI等を使えば、洗い出すことが可能だと思います。そういった地域を考慮した形での対策をとられるようにしていただきたいと思います。基本的に全住民の避難ということで計画になっているわけですが、普通、自然災害ではありません。避難では済みません。移住をしなければならぬ事態になるだろうと思います。改めてお聞きしたいと思いますが、私達はたかが発電所のために、全住民が追い立てられるということになるわけですが、計画としてこの計画は本当に可能だとお考えなのでしょうか。こういう計画を真面目に考えるよりも、原因をそもそも断つことの方が最善の安全対策ではないでしょうか。こういうことを是非検討していただきたいと思います。

3点目、自力で避難出来ない方への避難誘導についてという項目があります。例えばですね、私もアパートの4階に暮らしていらっしゃる重度の障害者の方と車椅子生活の認知症の高齢者の方、2名の助け合いの担当者となっています。また、私の住む自治会の民生委員の方、支援が必要な独居老人7人を担当していらっしゃいます。こういう実態ではですね、迅速な避難誘導っていうのは困難ではないかと思います。私は、この聞いている民生委員さんの他にも同じような数多くの担当者を抱えていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるのではないかと思います。早急に実態把握と迅速な避難誘導が出来るような対策がとられるよう是非ご検討をいただきたいと思います。以上です。

松江市防災安全部 松本部長)

先ほどのご意見、ご質問でございますが、まず前提としてですね、先ほどもこの中間報告の概要版で話をしましたように、まず安全対策が一番だということの上で、ただ安全対策をした上でですね、万が一にも福島のような場合の仮定をしてどうだろうかということの課題点、問題点を今整理させていただいたというのが大前提でございます。ですから避難計画が先にありではなくて、安全対策が重要だというふうに考えております。それから60km圏については、県の方で先ほども言いましたように両県とそれぞれの連絡会議がありますので、そういったところでの検討をしてもらうようになるかと思いますが、いずれにしてもここに書いていますように20km圏はほとんど松江市民が入ってしまいますものですから、我々がむしろ60km圏のところに予め避難しなきゃいけない、とこ

ういう状況でございますので、ご指摘のようなことは考えて県の方との場で話をしていきたいと思っております。

それから、現実には可能かどうかということでございましたけど、これからですね、色々な課題があります。7分野69項目ありますので、それを一つずつ検証といいますか検討してですね、まずは先ほど言ったように広域避難所みたいなことに収容しきれるかどうかなのかっていうことが一番大きな課題でございますので、こういったことなども今後含めて、さらにこれを熟度を高くしていくという考えでございますので、今一概に可能かどうかということはお答え出来ないと思っております。

それから要援護者についてはですね、この原発だけではなくて一般災害でも非常に大きな課題でございますので、常日頃からですね、要援護者の把握とか、そういうことについて地域と一体となって把握して情報を得るという制度を今度発足しますので、こういったところと協議をしながらですね、状況把握をしていきたいというふうに思っております。以上です。

松浦市長)

はい、どうぞ。

石橋委員)

私、あるところで聞いたのですが、日本のEPZは8kmから10kmということに決まっております。アメリカは80kmということです。なぜ日本が8kmから10kmになったかという、島根原発を作るためには、運転を許可するためには、そうしなければいけなかったと、こういう話を聞きました。8km少しのところに県庁、市役所があります。10kmだったら県庁も市役所も全部、避難、EPZの中に入ってしまう。それを避けるために8kmから10kmという非常に曖昧な表現をしたというふうにある筋から聞きました。

となりますと、島根原発があつたがために福島あの災害も起きたということになってくると思います。そういう意味では住民の避難を考えるよりも、原発の方に退いてもらう、避難してもらうということの方が、このEPZが作られたいきさつから見ても妥当ではないかと考えますので、是非、市長さんには原発から撤退をするという強い決意をしていただきたいと考えております。以上です。

山崎委員)

中国電力さんにお聞きしたいのですけれども、この夏ですね、電力の、原発で発電した電力が何%を占めていたかを教えていただけないでしょうか。

中国電力 島根原子力本部 小原副本部長)

失礼致します。今年の電力需給の状況でございますけども、大変厳しいということで皆様に節電等をお願いしましてご協力していただきましてありがとうございました。結果的には今年夏の最大電力は、8月9日に出ておりまして、私共60ヘルツ系の関西電力さんの方にも融通をしております、その後の供給力が1186万kWでございました。結果的に最大電力は1083万kWということで予備率が9.5%ということで安定供給の8%を何とか確保出来たという状況でございます。今年、三隅の方でございます石炭火力の三隅火力発電所、100万kWでございますが、これがトラブルで止まるというようなことがございまして、大変ご心配をおかけして申し訳なかったのですが、何とか供給出来たということです。この供給力1186万kWのうち82万kWが島根2号機ですので、その程度の割合になるということでございます。

山崎委員)

パーセントで言ったらどんなものでしょう？

中国電力 島根原子力本部 小原副本部長)

8%・・・、10%にはならないですね。8%ぐらいということになります。

山崎委員)

私の要望ですけれども、8%であれば本当に止めていただきたいと思います。昨年の夏は1号機、2号機共様々なことがありましてですね、点検のことやらありまして、止まっても何の支障もなかったわけですから、これからますます節電を進めていくということと同時に原子力発電は止めて、その他の自然エネルギーの開発に力を注ぐということ为中国電力さんにもお願いをしたいし、松江市としてもそういう方向で開発を進めていくという方向を出していただきたいなあということを切にお願いしたいと思います。以上です。

中国電力 島根原子力本部 古林本部長)

中国電力の古林でございます。昨年の最大電力は、今年の1083という数字でございましたけれども、幸い前線の影響だとか台風の影響で相当数下がったわけでございますけれども、昨年のレベルで行けばもう本当に三隅がなければ渴々で、とても余裕がなかったということでございます。それから原子力につきましては、当社は電源の、いわゆるバランスの取れた電源構成というものが重要だというふうに考えておりまして、エネルギーの安定供給を図る上では、原子力も石炭も自然エネルギーもということで考えてまいりたいというふうに考えております。よろしくどうぞお願いします。

山崎委員)

もう一点いいですか、私の要望はそういうことです。それと避難についてですけど、色々松江市も検討していただいているので本当にこれは大事だと思います。原発の方を、安全性を高める、それでまだ不安がある内は動かさないことと同時に、そうは言ってもあそこには使用済核燃料というものがたくさんあるわけですから、同時に避難についてもしっかりと考える、それから学校教育においても、今まで原発は5重の防護があつてですね、安全ですよという副読本も配布されたりしていましたが、もうその常識は覆されたわけですから、学校での防災教育、それから幼稚園とか、それから小さい子どもさんをお持ちのお母さん方の、そういう家庭についても、そういう啓発をしていくということで本当に松江市には、避難それから様々な防護についての知識というのも普及していただきたいというふうに思います。市民としてもものすごく関心も高いし要望も今、高まっているというふうに思います。

松浦市長)

ありがとうございます。まだ色々ご意見があると思いますが、時間もまいったようでございますので、この問題につきましてはここら辺りで終わらせていただきたいと思います。それでは事務局の方から何かございますでしょうか。

原子力安全対策課 小川課長)

その他という項目はあげておりませんでしたけれども、次回の協議会の開催予定でございますが、今後の状況を見ながらご案内をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

松浦市長)

それでは予定しておりました議題は全て終えたところでございます。委員の皆様方には大変貴重なご意見を多数お寄せいただきまして誠にありがとうございました。今回中国電力からこの福島事故を踏まえた島根のですね、原子力発電所の安全対策の実施状況、それからストレステストにつきましても説明を受けたところでございます。

今それについての説明があつたところでございますけれども、是非ですね、この対策等につきましても早急にそしてまた確実に実施をしていただきたいと、それから引き続き進捗状況等につきましてもですね、遂次市民に対しまして分かりやすく説明をしていただきたいというふうに考えております。

それから緊急時の対策については常日頃ですね、発電所の職員の皆さんがよく理解をして確実に行動をしていくということが大事でございますので、訓練ということが大事だと思います。是非、訓練を重ねて習熟度を向上していただくようお願いしたいというふうに思います。

それから原子力災害対策検討プロジェクトの中間報告でございます。色々ご意見は賜り

ましたけれども、やはり一方においてですね、こうした住民の避難等につきまして、これは住民の安全・安心ということを守っていく我々の使命でございますので、今後とも、中間報告から今後最終報告に向けましての検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

それから始めに申し上げましたとおり、まだ市の方から国に説明を求めています今回の事故の原因というのは一体何だったのかということについての明確な説明というのは、国の方からは受けていないというところがございます。それから、先ほど避難の根拠にいたしました20kmということにつきましても、これが何故20kmなのかということについての明確な根拠等も示されていないということでございますので、今後、先ほど申し上げましたようにストレステストの結果等も含めて、国に対して説明を求めていきたいというふうに考えているところでございます。これからも市民の皆様方の安全・安心の確保に一層努めてまいりますので、今後とも皆様のご理解ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

三並原子力専門監)

それでは以上を持ちまして平成23年度第2回の協議会を終了いたします。尚、冒頭に委員の皆様をお願いさせていただいておりますアンケートについてでございますが、お手数ですが出口のところで事務局の方で回収させていただきますので、お帰りの際お持ちいただきますようよろしくお願いいたします。本日は長時間に亘り大変ありがとうございました。

7 所管課等

松江市防災安全部原子力安全対策課

電話 5 5 - 5 6 1 6